

国海環第174号
令和7年12月17日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令
の一部改正について（周知）

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年国土交通省・環境省令第2号）を別添のとおり令和7年12月12日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

令和 7 年 12 月
国土交通省海事局
環境省水・大気環境局

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する 基準を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

国際海事機関（以下「IMO」という。）では、令和 4 年に海洋汚染防止条約附属書 VI が改正され、令和 5 年以降、総トン数 5,000 トン以上のばら積貨物船等の用途の国際航海に従事する船舶は、1 年間の二酸化炭素の放出実績について、二酸化炭素放出実績指標による評価（以下「CII 評価」という。）を受けなければならないこととされた。

我が国では、この CII 評価の義務付けを海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）の体系に取り入れ、地方運輸局長又は船級協会が CII 評価を行うこととされた。具体的には、船舶の用途及び大きさごとに定められた CII の目標値と実際の放出実績を比較し、その割合に応じて評価を行っている。当該目標値の定め方は、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令」（平成 24 年国土交通省・環境省令第 3 号。以下「指標省令」という。）第 4 条第 2 項に掲げる表において規定しており、現在、令和 5 年から令和 8 年までの目標値が算出可能となっている。

今般、令和 7 年 4 月に開催された IMO 第 83 回海洋環境保護委員会において、令和 9 年から令和 12 年までの削減率（ z ）を定めた関連ガイドラインの改正案が採択されたことに伴い、指標省令においても当該目標値を定めるに当たって必要な削減定数（ R ）*について改正を行い、令和 9 年から令和 12 年までの目標値を算出可能とする必要がある。

*指標省令では、削減定数（ R ） = 1 - 削減率（ z ） / 100 とされている。

2. 概要

CII 評価の目標値の決定に必要な要素である削減定数（ R ）について、令和 9 年から令和 12 年までの値を下表のとおり定める。

対象年	令和元年からの削減定数（ R ）
令和 9 年	0.86375
令和 10 年	0.8375
令和 11 年	0.81125
令和 12 年	0.785

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 7 年 12 月中旬